(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成 法施行令(昭和五十四年政令第百二十四号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和五十四年農林水産省令第二十二 号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商 工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十 年政令第二百三十四号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イ の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成二十年農林水産省令第四十八号)、農 林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁 業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平 成二十年政令第二百九十六号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則 (平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号) 、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及 び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)、地域 資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三 年政令第十五号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する 法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地 域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平 成二十三年農林水産大臣告示第六百八号)の定めるところによるほか、この告示の定めるところにより、沿岸漁業従事 者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第四条 第一項の認定を受けた中小企業者であって同条第二項第二号ハに規定する措置を行うもの(以下「認定中小企業者」と いう。)及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた促進事業者であって同条第四項第三号に規定する措置を行うも の(以下「促進事業者」という。)については、経営等改善資金(次条の別表―経営等改善資金の部一の項から七の項 までに掲げる資金に限る。)を貸し付ける。

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額並びに償還期間等)

第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額並びに償還期間等は、別表のとおりとする。

#### (貸付金の合計額の限度)

第三条 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、 五千万円以内とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額以内とする。

#### (借受資格)

- 第四条 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は、沿岸漁業(法第二条第一項各号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)の従事者たる個人、沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従事者の数が二十人以下のものに限る。)、認定中小企業者又は促進事業者であり、貸付けは、これらの者のうち各資金種類ごとに当該資金種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準(昭和五十五年一月福岡県告示第百十二号)に定めるものに対し行うものとする。
- 2 前項の借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあっては、次の各号に掲げる条件を併せ有するもので

# なければならない。

- 一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であって、実体的活動を現に行っているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあっては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。) であること。
- 二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。
- 三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- 3 知事は、次に掲げるものに対しては、前二項の規定にかかわらず、貸付けを行わないものとする。
  - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第三号において単に「暴力団」という。)又は同条第六号に規定する暴力団員(第二号及び第三号において単に「暴力団員」という。)
  - 二 暴力団員が役員となっている団体
  - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

### (担保又は保証人)

第五条 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。
- 3 貸付けを受けようとする者が沿岸漁業従事者又は中小企業者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、 当該借受けによって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、団体の理事等)が当該団体の連帯保証人とな るものとする。
- 4 貸付けを受けようとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であって、適当な担保を 提供することができる場合においては、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができ る。
- 5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、保証人の追加若しく は交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
- 6 前項の担保は、資金により導入した機械及び施設を優先するものとする。

## (貸付けの申請)

- 第六条 貸付けを受けようとする者は、貸付申請書(様式第一号)に事業計画書(様式第二号その一、その二、その二、その三、その四、その五、その六、その七、その八、その九の一、その九の二、その九の三又はその九の四。農商工等連携促進法第十四条の場合には同法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合には同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の場合には同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。)を添え、これをその者(申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地をその地区内に含み、かつ、九州信用漁業協同組合連合会の委託を受けて水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)を経由して知事に提出するものとする。
- 2 漁業協同組合の長は、前項の貸付申請書(事業計画書を含む。以下同じ。)の提出があったときは、当該申請に係る 意見書(様式第三号)を付して速やかに当該貸付申請書を第十二条第一項の規定により県が貸付けに係る事務を委託し た機関(以下「事務委託機関」という。)に送付するものとする。
- 3 知事は、貸付けを受けようとする者がやむを得ない理由により貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することが 困難であると認めるときは、市町村を経由して提出させることができるものとする。
- 4 前項の規定により、市町村を経由して提出させる場合にあっては、当該市町村の長は、申請者の提出に係る貸付申請書を事務委託機関に送付するものとする。
- 5 事務委託機関の長は、第二項及び前項の貸付申請書を取りまとめて知事に送付するものとする。

# (貸付けの決定及びその取消し)

- 第七条 知事は、前条第一項又は第三項により貸付申請書の提出を受けたときは、福岡県沿岸漁業改善資金運営協議会 (以下「運営協議会」という。)に対し、当該貸付申請書についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となる べき資料等を求めるものとする。
- 2 運営協議会に関する事項は、知事が別に定める。
- 3 知事は、第一項の意見等を参酌して、当該申請の内容が法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときに貸付けの決定を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書(様式第四号)を申請者に交付するとともに、その旨を漁業協同組合、前条第三項の規定により貸付申請書を経由した市町村(以下「申請経由市町村」という。)及び事務委託機関に通知(様式第五号)するものとする。また、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知するものとする。
- 5 知事は、借受者に第四条第一項若しくは第二項に規定する借受資格がないことが判明した場合又は借受者が同条第三項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その貸付けの決定を取り消すことができる。
- 6 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、当該借受者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務 委託機関に対して、沿岸漁業改善資金貸付取消通知書(様式第五号の二)により通知するものとする。

## (借用証書)

- 第八条 申請者は、前条第四項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書(様式第六号)を漁業協同組合及び事務 委託機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、第六条第三項の規定により貸付申請書を市町村を経由して提出させた場合にあっては、前項の 借用証書を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

# (事業実施報告書等)

- 第九条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後三月以内(漁業経営開始資金にあっては六月以内)に貸付金の使用を完了 するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。
- 2 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後二十日以内に事業実施報告書(様式第七号)を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、 各個人の確認印を押印するものとする。
- 4 第二項の場合において、貸付けを受けた者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油 消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦 人・高齢者活動資金又は漁業経営開発資金の貸付けを受けた者であって、当該貸付けについて、別表二の貸付けの条件 の欄の一に該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の提出 書類の欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。この場合、検査官の合格を証する成績表の 写しをもって証明書の写しに代えることができるものとする。

### (支払の猶予の申請)

- 第十条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書(様式第八号)に知事が指定する者の証明を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに漁業協同組合及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合においても、第六条第三項の規定を準用するものとする。

# (支払猶予の決定)

- 第十一条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書を受け取ったときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書 (様式第九号) を当該申請者に交付するとともに、その旨を漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知 (様式第十号) するものとする。また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知するものとする。
- 3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

# (事務委託機関等)

- 第十二条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を九州信用 漁業協同組合連合会に委託することができる。
- 2 前項の事務委託機関は、漁業協同組合に同項の事務の一部を取り扱わせることができる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成二四年告示第一五二五号)

この告示は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法 律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

表一(第2	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等	
	一 操船作業省力化機	一 自動操だ装置の設	五百万円(自動操だ	七年以内(据置期間一	
経	器等設置資金	置費用	装置を設置する場合に	年以内を含む。)、農	
営	自動操だ装置その他	二 遠隔操縦装置の設	あっては一台につき百	商工等連携促進法第十	
等	   の操船作業を省力化す	置費用	   万円、遠隔操縦装置を	四条の場合にあっては	
改	るための機器、設備又	三 サイドスラスター	設置する場合にあって	九年以内(据置期間三	
善	   は装置(以下「機器	の設置費用	は一台につき五十万	年以内を含む。)、農	
資	等」という。)の設置	四 レーダーの設置費	円、サイドスラスター	林漁業バイオ燃料法第	
金	に必要な資金	用	を設置する場合にあっ	十条の場合にあっては	
		五 自動航跡記録装置	ては一台につき四百万	九年以内(据置期間一	
		の設置費用	円、レーダーを設置す	年以内を含む。)、六	
		六 GPS受信機の設	る場合にあっては一台	次産業化法第十一条の	
		置費用	につき百八十万円、自	場合にあっては九年以	
			動航跡記録装置を設置	内(据置期間三年以内	
			する場合にあっては一	を含む。)	
			台につき百二十万円、		
			GPS受信機を設置す		
			る場合にあっては一台		
			につき百三十万円)		
	二 漁ろう作業省力化	一 動力式つり機の設	五百万円(動力式つ	七年以内(据置期間一	
	機器等設置資金	置費用	り機を設置する場合に	年以内を含む。)、農	
	動力式つり機その他	二 ラインホーラー等	あっては一件につき五	商工等連携促進法第十	
	の漁ろう作業を省力化	の揚縄機の設置費用	百万円、ラインホー	四条の場合にあっては	
	するための機器等の設	三 ネットホーラー等	ラー等の揚縄機を設置	九年以内(据置期間三	
	置に必要な資金	の揚網機の設置費用	する場合にあっては一	年以内を含む。)、農	
		四 巻取りウインチの	台につき百二十万円、	林漁業バイオ燃料法第	
		設置費用	ネットホーラー等の揚	十条の場合にあっては	
		五 放電式集魚灯の設	網機を設置する場合に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		置費用	あっては一台につき百	年以内を含む。)、六	
		六 漁業用クレーンの	二十万円、巻取りウイ	次産業化法第十一条の	
		設置費用	ンチを設置する場合に	<b>7.</b> 1	
		七 漁獲物等処理装置			
		の設置費用	百万円、放電式集魚灯	を含む。)	
		八海水冷却装置の設	を設置する場合にあっ		
		置費用	ては一セットにつき二		
		九海水殺菌装置の設	百万円、漁業用クレー		
		置費用	ンを設置する場合に		
		十 漁業用ソナーの設	あっては一台につき四		
		置費用	百万円、漁獲物等処理		
		十一カラー魚群探知	装置を設置する場合に		
		機の設置費用	あっては一台につき五		
		十二 潮流計の設置費	百万円、海水冷却装置		
		用	を設置する場合にあっ		

		ては一台につき百八十 万円、海水殺菌装置を	
		設置する場合にあって	
		は一台につき三百万	
		円、漁業用ソナーを設	
		置する場合にあっては	
		一台につき五百万円、	
		カラー魚群探知機を設	
		置する場合にあっては	
		一台につき百五十万	
		円、潮流計を設置する	
		場合にあっては一台に	
		つき五百万円)	
三 補機関等駆動機器	一 補機関(動力取出		七年以内(据置期間一
等設置資金	し装置付き推進機関	(動力取出し装置付き	年以内を含む。)、農
一及び二に規定する		推進機関を含む。)を	商工等連携促進法第十
機器等を駆動し、又は	用	設置する場合にあって	
作動させるための補機	二 油圧装置の設置費	は一台につき四百万	九年以内(据置期間三
関その他の機器等の設	用	円、油圧装置を設置す	
置に必要な資金	,	る場合にあっては一台	林漁業バイオ燃料法第
		につき五百万円)	十条の場合にあっては
		(== @	九年以内(据置期間一
			年以内を含む。)、六
			次産業化法第十一条の
			場合にあっては九年以
			内(据置期間三年以内
			を含む。)
四 燃料油消費節減機		二千五百万円(漁船	七年以内(据置期間一
四 燃料油消費節減機器等設置資金	<ul><li>一 漁船用環境高度対応機関の設置費用</li></ul>	用環境高度対応機関を	年以内を含む。)、農
	二定速装置の設置費	カ環境同及対心機関を 設置する場合にあって	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			商工等連携促進法第十
船に設置される機器等	用	は一台につき二千四百	四条の場合にあっては
であって、通常の型式		万円、定速装置を設置	九年以内(据置期間三
のもの又は通常の方式		する場合にあっては一	年以内を含む。)、農
によるものと比較して		台につき百二十万円)	林漁業バイオ燃料法第
燃料油の消費が節減さ			十条の場合にあっては
れるものの設置に必要			九年以内(据置期間一
な資金			年以内を含む。)、六
			次産業化法第十一条の
			場合にあっては九年以
			内(据置期間三年以内
			を含む。)
五 新養殖技術導入資	農林水産大臣が定め	四百万円(農林水産	四年以内(据置期間二
金	る種類に属する水産動	大臣が定める種類に属	年以内を含む。)、農
農林水産大臣が定め	植物の養殖技術又は農	する水産動植物の養殖	商工等連携促進法第十

る基準に基づき、農林 水産大臣が定める種類 に属する水産動植物の 養殖の技術(以下「養 殖技術」という。) 又 は農林水産大臣が定め る養殖技術を導入する 場合において、当該技 術により水産動植物の 養殖を行うのに必要な 資金

殖技術を導入して水産 動植物の養殖を行う場 合における次に掲げる 費用

- 一 養殖施設の設置費
- 二 種苗の購入費用又 は生産費用
- 三 餌料の購入費用

が定める養殖技術を導 入する場合において、 当該技術により水産動 植物の養殖を行う者 (その者が団体である 場合にあってはその団 体を構成する個人、そ の者が会社である場合 にあってはその会社) 一人 (一社) につき四 を含む。) 百万円)

林水産大臣が定める養 | 技術又は農林水産大臣 | 四条の場合にあっては 五年以内(据置期間三 年以内を含む。)、農 林漁業バイオ燃料法第 十条の場合にあっては 五年以内(据置期間二 年以内を含む。)、六 次産業化法第十一条の 場合にあっては五年以 内(据置期間三年以内

六 資源管理型漁業推 一 水産資源の管理に 進資金

農林水産大臣が定め る基準に基づき、水産 資源の管理に関する取 決めを締結して水産資 源を合理的かつ総合的 に利用する漁業生産方 式の導入(当該漁業生 産方式の導入と併せ行 う水産物の合理的な加 工方式の導入を含 む。)を行うために必 要な機器等の購入又は 設置に必要な資金

- 関する取決めに基づ き、資源管理措置 (漁具・漁法の制 限、操業時間又は期 間の制限、禁漁区域 の設定、体長制限 等)を実施するのに 必要な改良漁具、漁 法転換用漁具、漁ろ う機器等の購入費用 又は設置費用
- 二 一と併せて、低利 用・未利用資源の開 発・利用措置と漁獲 物の付加価値の向上 措置を行う場合にお ける次に掲げる費用 ア 低利用・未利用 資源の開発・利用 を行うのに必要な 漁具、漁ろう機器 等の購入費用又は 設置費用
  - イ 漁獲物の付加価 値を向上させるの に必要な活魚出荷 のための船上活魚 装置、蓄養施設又 は加工のための施 設(加工機械、選 別機、洗浄機、包

千二百万円

十年以内(据置期間三 年以内を含む。)、農 商工等連携促進法第十 四条の場合にあっては 十二年以内(据置期間 五年以内を含む。)、 農林漁業バイオ燃料法 第十条の場合にあって は十二年以内(据置期 間三年以内を含 む。)、六次産業化法 第十一条の場合にあっ ては十二年以内(据置 期間五年以内を含 む。)

	装機及び冷凍冷蔵		
	庫等を含む。)の		
	設置費用		
七 環境対応型養殖業	漁場の保全に関する	二千万円(漁場環境	十年以内(据置期間三
推進資金	取決めに基づき、養殖	適正化管理協定に基づ	年以内を含む。)、農
農林水産大臣が定め	密度を適正化し、投餌	く取組にあっては千二	商工等連携促進法第十
る基準に基づき、漁場	の内容・量・方法を改	百万円)	四条の場合にあっては
の保全に関する取決め	善し、及び薬品・漁網		十二年以内(据置期間
を締結して養殖業の生	防汚剤の使用を適正化		五年以内を含む。)、
産工程を総合的に改善	する場合における次に		農林漁業バイオ燃料法
する漁業生産方式の導	掲げる費用		第十条の場合にあって
入を行うために必要な	一 養殖漁場環境の悪		は十二年以内(据置期
機器等(資材を含	化防止を目的として		間三年以内を含
む。)の購入又は設置	投餌の内容・量・方		む。)、六次産業化法
に必要な資金	法の改善を行うのに		第十一条の場合にあっ
	必要な造粒機、自動		ては十二年以内(据置
	給餌機、飼料倉庫等		期間五年以内を含
	の購入費用又は設置		t., )
	費用		- 0 ,
	二 養殖魚の安全性の		
	確保を目的として漁		
	網防汚剤を使用しな		
	いで養殖を行うのに		
	必要な高耐波性いけ		
	す、金網いけす、自		
	動網いけす洗浄機、		
	附着物駆除用生物培		
	養器、酸素供給装		
	置、水流発生装置、		
	ばっ気装置等の設置		
	費用		
	三 一又は二に関連し		
	て必要な餌料成分分		
	析機、水質・底質測		
	定機、残留検査・肉		
	質検査機器、蓄養施		
	設、医薬品、餌料、		
	水産廃棄物高度処理		
	機、ワクチン注射装		
	置、固形物回収装		
	置、水質ロガー、漁		
	場管理ソフト等の購		
	入費用又は設置費用		
八 乗組員安全機器等	一 転落防止用手すり	百五十万円(転落防	五年以内(据置期間一
— •			

				<u></u>
	設置資金	の設置費用	止用手すり又は安全カ	年以内を含む。)
	漁船に設置される転	二 安全カバー装置の	バー装置を設置する場	
	落防止用手すりその他	設置費用	合にあっては五十万	
	の漁船の乗組員の生命	三 揚網機安全装置の	円、揚網機安全装置を	
	又は身体の安全を確保	設置費用	設置する場合にあって	
	するための機器等の設		は四十万円)	
	置に必要な資金			
	九 救命消防設備購入	一 救命胴衣の購入費	百三十万円(救命胴	貸付けの内容の欄一及
	資金	用	衣又は消火器を購入す	び二については二年以
	漁船に備え付けられ	二消火器の購入費用	る場合にあっては十万	内、同欄三から五まで
	る救命胴衣その他の救	三 イーパブの購入費	円、イーパブを購入す	については五年以内
	命設備又は消火器その	用	る場合にあっては六十	
	他の消防設備の購入に	四 レーダートランス	万円、レーダートラン	
	必要な資金	ポンダの購入費用	スポンダを購入する場	
		五 小型漁船緊急連絡	合にあっては六十五万	
		装置の購入費用	円、小型漁船緊急連絡	
			装置を購入する場合に	
			あっては一件につき百	
			三十万円)	
•	十 漁船転覆防止機器	一 漁獲物の横移動防	百五十万円(漁獲物	五年以内(据置期間一
	等設置資金	止装置の設置費用	の横移動防止装置を設	年以内を含む。)
	漁獲物の横移動防止	二 甲板下の魚そうの	置する場合にあっては	
	装置その他の漁船の転	設置費用	三十万円、甲板上の魚	
	覆又は沈没を防止する		そうを廃し、これに代	
	ための機器等の設置に		えて甲板下に魚そうを	
	必要な資金		設置する場合にあって	
			は百万円)	
•	十一 漁船衝突防止機	ー レーダー反射器の	百二十万円(レー	五年以内
	器等購入等資金	購入又は設置費用	ダー反射器又は無線電	
	レーダー反射器その	二 無線電話の設置費	話を購入し、又は設置	
	他の漁船の衝突を防止	用	する場合において、そ	
	するための機器等の購		れぞれにつき四十万	
	入又は設置に必要な資		円)	
	金			
•	十二 漁具損壊防止機	漁具の標識(灯火付	漁具の標識(灯火付	五年以内
	器等購入資金	きブイ又はレーダー反	きブイ又はレーダー反	
	漁具の標識その他の	射器付きブイ)の購入	射器付きブイ)を購入	
	敷設された漁具の船舶	費用	する場合において、個	
	による損壊を防止する		人にあっては一人につ	
	ための機器等の購入に		き七十万円、団体又は	
	必要な資金		会社にあっては一につ	
			き百三十万円	
-	十三 のり処理用水改	ろ過装置の設置費用	百五十万円	五年以内(据置期間一
	善機器等設置資金			年以内を含む。)
			<u> </u>	i

	D In 4π τ□ □ 1. □ 1. □□			
	のり処理用水の水質			
	を改善するための機器			
	等の設置に必要な資金			
	一 生活合理化設備資	一 し尿浄化装置又は		
生	金	改良便そうの設置に	良便そうを設置するの	ついては三年以内、同
活	生活の合理化に資す	必要な資材の購入費	に必要な資材を購入す	欄二及び三については
改	る設備又は装置の設置	用	る場合にあっては三十	二年以内
善	に必要な資材の購入に		万円	
資	必要な資金	二 自家用給排水施設	自家用給排水施設	
金		(動力ポンプを除	(動力ポンプを除	
		く。)の設置に必要	く。)を設置するのに	
		な資材の購入費用	必要な資材を購入する	
			場合にあっては十万円	
		三 太陽熱利用温水装	太陽熱利用温水装置	
		置の設置に必要な資	を設置するのに必要な	
		材の購入費用	資材を購入する場合に 資材を購入する場合に	
		14 /14 /20 //	あっては十万円	
	二 住居利用方式改善	一 居室(居間、寝	•	七年以内
	資金	室、子供室、老人室		2 1 9 11 3
	家族関係の近代化又		室、老人室等)炊事施	
	は家事労働の合理化を		設(炊事場、食事場	
	図るために行う居室の	場、食堂室等)の改	等)衛生施設(浴室、	
	独立、台所の改善、そ	造費用	便所、洗面所等)又は	
	の他住居の利用方式の	三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	家事室等(家事室、更	
	改善に必要な資金	便所、洗面所等)の		
		改造費用	の家屋内部の改造を行	
		四家事室等(家事	う場合)	
		室、更衣室、土間		
		等)の改造費用	20 11 25 Mb - 22 - 4	
	三婦人・高齢者活動	一 機器等(漁船用機	沿岸漁業の従事者の	三年以内
	資金	器、漁具、養殖施	組織する団体の一につ	
	婦人又は高齢者で	設、加工用機器等)	き八十万円	
	あって、沿岸漁業の従	の設置費用		
	事者又はその家族であ	二機器等を使用して		
	るものの活動の場の確	行う生産活動に要す		
	保を通じて家族関係の	る費用(種苗費、餌		
	円滑化を図るためこれ	料費、加工用原材料		
	らの者が共同して行う	費、資材費等)		
	水産動植物の採捕若し			
	くは養殖若しくは加工			
	その他の生産活動に必			
	要な機器等の設置又は			
	当該機器等を使用して			
	行う当該生産活動に必			

	要な資金			
	一研修教育資金	農林水産大臣が定め	国内研修を受ける場	五年以内(据置期間一
青	青年漁業者、漁業労	る基準に適合する研修	合にあっては、一人に	
年	働に従事する者その他	を受けるのに必要な費	つき百八十万円(ただ	
漁	の漁業を担うべき者が	用(旅費、教材費、授	し、月額十五万円を限	
業	近代的な沿岸漁業の経	業料、視察費等)	度とし、貸付研修期間	
者	営方法又は技術を実地		は十二月を最大とす	
等	に取得するための研修		る。)	
養	で、農林水産大臣が定		国外研修を受ける場	五年以内(据置期間一
成	める基準に適合するも		合にあっては、一人に	年以内を含む。)
確	のを受けるのに必要な		つき百万円	
保	資金			
資	二 高度経営技術習得	経営方法又は技術の	青年漁業者一人又は	五年以内
金	資金	習得で農林水産大臣が	青年漁業者が組織する	
	青年漁業者が行う近	定める基準に適合する	団体一につき百五十万	
	代的な沿岸漁業の経営	ものに必要な費用(パ	円	
	方法又は技術の習得	ソコン及び関連機器、		
	で、農林水産大臣が定	ソフトウエア、ファク		
	める基準に適合するも	シミリ並びに制御装置		
	のに必要な資金	(制御用コンピュー		
		ター、各種センサー		
		類)及び関連機器(制		
		御装置と直接連動する		
		部分に限定する。)の		
		購入費用等)		
	三 漁業経営開始資金	農林水産大臣が定め	青年漁業者一人又は	十年以内(据置期間三
	農林水産大臣が定め	る基準に基づき沿岸漁	青年漁業者が組織する	年以内を含む。)、農
	る基準に基づき青年漁	業の経営を開始するの	団体一につき二千万円	林漁業バイオ燃料法第
	業者又はその組織する	に必要な費用(漁船の	(ただし、一の区分さ	十条の場合にあっては
	団体が近代的な沿岸漁	建造、取得又は改造費	れた沿岸漁業部門の経	十二年以内(据置期間
	業の経営を自ら行う場	用、機器又は施設の設	営の開始にあっては八	三年以内を含む。)
	合に当該経営を開始す	置費用、漁具・種苗又	百万円)	
	るのに必要な資金	は餌料の購入費用等。		
		ただし、農林水産大臣		
		が定める費用を除		
		⟨∘ )		

# 別表二 (第九条)

貸付けの条件	区分	提出書類
一 機器等が船舶安全法(昭和八年	機器等が予備検査を受け、これ	予備検査合格証明書(船舶安全
法律第十一号)第六条第三項の	に合格したものである場合	法第九条第三項)
予備検査を受け、これに合格す	準備検査を受け、基準に適合し	準備検査成績通知書(船舶安全
るか、又は船舶安全法施行規則	ていることの確認を受けた場合	法施行規則第六十五条の六第四項)
(昭和三十八年運輸省令第四十		
一号)第六十五条の六の準備検		
査を受け、基準に適合している		
ことの確認を受けること		
二 船舶安全法第五条第一項の定期	(一) 定期検査を受け、これに合	船舶検査証書(船舶安全法第九
検査、中間検査又は臨時検査を	格した場合	条第一項)又は船舶検査手帳(船舶
受け、これに合格すること		安全法施行規則第四十六条)
	(二) 中間検査又は臨時検査を受	船舶検査手帳
	け、これに合格した場合	
三 機器等が船舶安全法第六条の四	機器等が型式承認を受け、検定	検定合格証明書(船舶安全法第
第一項の型式承認を受け、同項	に合格したものである場合	九条第四項)
の検査に合格したものであるこ		
ک		